



道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きることに誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは、

- 一、自然を愛し、平和な村をつくります。
- 一、生涯に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

主な目次

- P 2 道志村役場新庁舎落成式
- P 4 新村議会議員が決まりました
- P18 清流の花火大会開催決定
- P22 新民生委員・児童委員紹介

4/26 道志村新庁舎落成式

(左から) 都留市長 堀内 富久様、横浜市副市長 大久保 智子様、山梨県副知事 長田 公様、道志村長 長田 富也、村議会議員長 (当時) 出羽 和平様、地元選出議員 佐藤 光栄様

道志村役場新庁舎が落成しました

道志村役場新庁舎が完成し、4月26日（金）に新庁舎落成式、開庁式を挙行了しました。

当日は二部制とし、午前中には県関係者などを招いた落成式、午後には住民代表者を招いた開庁式として実施いたしました。

落成式には、山梨県知事代理長田副知事様、横浜市長代理大久保副市長様をはじめ、約60名の方にご参加頂き、寄付者や工事業者に感謝状を贈呈したほか、関係者によるテープカットを行いました。

午後の開庁式には、村の各団体の代表者、自治会長など約40名のご参加を頂きました。式典後開庁のセレモニーとして、道志村保育所の児童にかわいいダンスを披露してもらった他、村長の開庁宣言に合わせバルーンリリースを行い開庁を彩ってもらいました。

新庁舎は4月30日より業務を開始しております。



長田村長による式辞



感謝状を贈呈



新庁舎 1階



議場兼大会議室



保育所ダンス「ジャンボリミッキー」



子ども達のかけ声に合わせて風船を飛ばしました

道志村の新しい議会議員が決まりました

任期満了に伴う道志村議会議員一般選挙が4月16日告示、4月21日投票の結果、現職3名、新人7名が当選となりました。

4月22日には、当選証書付与式が行われ、渡辺長和選挙管理委員長より当選証書が付与されました。新議員の任期は5月13日から4年間となっており、住民の代表として様々な場面での活躍が期待されます。

道志村議会議員

| | | | |
|-------|---|-----|------|
| 佐藤 真澄 | 新 | 63歳 | 上中山 |
| 佐藤 光栄 | 現 | 71歳 | 竹之本 |
| 佐藤 進 | 現 | 62歳 | 釜之前 |
| 山口 栄一 | 新 | 62歳 | 西和出村 |
| 佐藤 建蔵 | 新 | 64歳 | 谷相 |
| 仲井 義晶 | 新 | 75歳 | 下善之木 |
| 佐藤 広一 | 新 | 76歳 | 下中山 |
| 半田 博敏 | 新 | 72歳 | 久保 |
| 杉本 孝正 | 現 | 67歳 | 下善之木 |
| 長田 和夫 | 新 | 64歳 | 板橋 |

(議席順)



企業の森事業

「第3期 プロネクサスの森」



4月27日にプロネクサス社員の方々が植樹を行いました。

企業の森とは、企業からの寄付金を財源として森林整備を行う事業です。村では2011年から株式会社プロネクサス様、公益財団法人オイスカ様と共同し森林整備活動を行っています。1期5年間の事業で、第1期は板橋地区、第2期は笹久根地区の整備を行ってきました。第3期はコロナ過で活動を自粛していましたが、R4年度から活動を再開しました。

第3期のコンセプトは、善

之木いこいエリアの山林を、道志村の民有林整備の手下となる「持続可能な森づくりモデルエリア」とすると同時に「村民・観光客などが集うエリア」となるよう整備することです。具体的には、いこい横の斜面エリアに桜とカエデを植栽し、春と秋に色彩を楽しむお花見ゾーンを作ることや、いこいを起点として第1期で整備したエリアとを結ぶ周遊コースを整備することをしています。

祝100歳

おめでとうございます

川村地区の佐藤かつゑさんが4月24日に満100歳の誕生日を迎えられ、村長から村民敬老祝金が贈呈されました。

佐藤かつゑさんは、大正13年4月24日生まれで、道志村で生まれ育ち、現在は介護施設

設で穏やかな時間を過ごし、元気に生活されています。当日も多くのご親族に囲まれ、にぎやかに長寿をお祝いされていました。

いつまでもすてきな笑顔で、元気にお過ごしください。



道志村消防団 操法大会 出場決定!

第54回山梨県消防団員操法大会に、東部支部代表として道志村消防団が出場します。実施種目は「小型ポンプ操法」になります。

5月13日には結団式が行われ、

佐藤団長から選手たちに激励の言葉がありました。また、選手たちも各々大会への決意表明を行いました。今後、より一層練習を行っていきますので、ご指導・ご声援のほどよろしくお願ひします。

出場選手は次のとおりです。

- ・ 出羽 洋明 (第一分団)
- ・ 金子 正太 (第二分団)
- ・ 佐藤 匠 (第三分団)
- ・ 渡辺 遼太郎 (第四分団)
- ・ 杉本 寛生 (第五分団)
- ・ 水越 清流 (第六分団)

第54回 山梨県消防団員 操法大会

◆日時 7月28日(日)

開会式…8時30分

※雨天の場合…8月4日(日)

◆場所 消防学校

◆参加者 各支部代表出場隊

(小型ポンプ8隊)

令和5年度 下半期(10月～3月)

地方自治法に基づく道志村条例により、村民のみなさまに財政事情を公表いたします。(令和6年3月末現在)

特別会計の執行状況

令和5年度下半期特別会計は、特別会計全体で予算現額10億3,831万円に対して収入済額8億845万円(77.9%)、支出済額9億1,041万円(87.7%)となっています。

| 会計名 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 | 支出済額 | 執行率 |
|----------------|------------|-----------|-------|-----------|-------|
| 国民健康保険特別会計 | 2億8,004万円 | 1億9,053万円 | 68.0% | 2億616万円 | 73.6% |
| 国民健康保険診療所特別会計 | 1億4,172万円 | 7,470万円 | 52.7% | 1億3,827万円 | 97.6% |
| 簡易水道事業特別会計 | 1億6,178万円 | 1億5,861万円 | 98.0% | 1億5,844万円 | 97.9% |
| 介護保険特別会計 | 2億1,445万円 | 1億8,573万円 | 86.6% | 1億9,031万円 | 88.7% |
| 介護保険サービス事業特別会計 | 66万円 | 16万円 | 23.7% | 61万円 | 92.1% |
| 浄化槽事業特別会計 | 1億8,891万円 | 1億6,962万円 | 89.8% | 1億6,952万円 | 89.7% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 5,075万円 | 2,910万円 | 57.3% | 4,710万円 | 92.8% |
| 合計 | 10億3,831万円 | 8億845万円 | 77.9% | 9億1,041万円 | 87.7% |

●おもな村民負担の状況 ※村民負担とは…村民のみなさまが直接納付したお金です。

| 区分 | 収入済額 |
|------------------------|-----------|
| 一般会計 村税 | 1億8,654万円 |
| 国民健康保険特別会計 国民健康保険料 | 4,685万円 |
| 簡易水道事業特別会計 加入負担金及び使用料 | 666万円 |
| 介護保険特別会計 介護保険料 | 5,045万円 |
| 介護保険サービス事業特別会計 事業収入 | 16万円 |
| 浄化槽事業特別会計 加入負担金及び使用料 | 1,537万円 |
| 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療保険料 | 2,466万円 |

●地方債(借金) 現在高の状況

| 区分 | 現在高 |
|---------------|------------|
| 一般会計 | 30億3,132万円 |
| 国民健康保険診療所特別会計 | 4,826万円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 3億6,726万円 |
| 浄化槽事業特別会計 | 5億5,231万円 |
| 合計 | 39億9,915万円 |

●基金現在高の状況

| 区分 | 現在高 |
|-----------|------------|
| 財政調整基金 | 6億3,004万円 |
| 村債管理基金 | 1億6,794万円 |
| その他特定目的基金 | 18億1,990万円 |
| 合計 | 26億1,787万円 |

●診療所運営状況 (R5.9月～R6.3月)

| | 診療人数 | 診療日数 | 1日平均 | 収入済額 | 支出済額 |
|----|--------|--------|-------|---------|-----------|
| 医科 | 1,894人 | 130.5日 | 14.5人 | 6,519万円 | 1億1,159万円 |
| 歯科 | 1,000人 | 122日 | 8.2人 | 951万円 | 2,668万円 |

道志村の財政状況

一般会計の執行状況

令和5年度下半期一般会計は、予算現額30億7,345万円に対して収入済額26億8,693万円（87.4%）、支出済額24億4,482万円（79.5%）となっています。

歳入

| 歳入科目 | | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 |
|----------|--|------------|------------|--------|
| 村 税 | 村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税など。 | 1億8,936万円 | 1億8,654万円 | 98.5% |
| 地方譲与税等 | 国税として徴収された税のうち、村に譲与されるものです。（自動車重量譲与税や地方消費税交付金など） | 7,078万円 | 7,078万円 | 100.0% |
| 地方交付税 | 日本全国どこに住んでいても、一定の水準のサービスが受けられるために国から交付されるお金です。 | 13億3,414万円 | 13億3,414万円 | 100.0% |
| 負担金・使用料等 | 指定管理者からの施設使用料や村営住宅・教員住宅の使用料、情報通信施設などの行政財産使用料、保健事業の自己負担金や学童保育料など。 | 4,718万円 | 4,290万円 | 90.9% |
| 国・県支出金 | 国・県からの補助金・交付金・委託金など。 | 2億4,205万円 | 1億6,812万円 | 69.4% |
| 村 債 | 村が資金調達のために長期に借り入れるお金（借金）です。 | 5億812万円 | 3億7,320万円 | 73.4% |
| その他 | ふるさと納税などの寄附金、基金の取り崩し、前年度からの繰越金などです。 | 6億8,182万円 | 5億1,124万円 | 75.0% |
| 合 計 | | 30億7,345万円 | 26億8,693万円 | 87.4% |

歳出

| 歳出科目 | | 予算現額 | 支出済額 | 執行率 |
|--------|--|------------|------------|-------|
| 議会費 | 議会運営のためのお金です。 | 3,976万円 | 3,912万円 | 98.4% |
| 総務費 | 村の全般的な管理事務や庁舎建設、戸籍・税務などの住民窓口、選挙、広報発行などに使われるお金です。 | 10億8,546万円 | 9億3,807万円 | 86.4% |
| 民生費 | 高齢者・障害者福祉、乳幼児・児童福祉、保育所運営などに使われるお金です。 | 2億8,382万円 | 1億9,194万円 | 67.6% |
| 衛生費 | 健康管理や健康増進、ごみ処理、犬の登録管理などに使われるお金です。 | 1億5,992万円 | 1億2,713万円 | 79.5% |
| 農林水産業費 | 農林水産業の振興、地籍調査などに使われるお金です。 | 1億3,473万円 | 1億901万円 | 80.9% |
| 商工費 | 商工業の振興、観光の振興などに使われるお金です。 | 6,767万円 | 6,486万円 | 95.8% |
| 土木費 | 村道などの新設や維持管理、村営住宅の管理などに使われるお金です。 | 3億782万円 | 2億8,601万円 | 92.9% |
| 消防費 | 常設消防の委託料、消防団活動や施設管理、災害対策などに使われるお金です。 | 1億4,233万円 | 1億860万円 | 76.3% |
| 教育費 | 小中学校、社会教育、保健体育、公民館、学校給食などに使われるお金です。 | 1億9,392万円 | 1億8,550万円 | 95.7% |
| 災害復旧費 | 異常気象などにより災害を受けた施設等の復旧に係る費用です。 | — 万円 | — 万円 | — % |
| 公債費 | 村の借金の返済に使われるお金です。 | 3億6,261万円 | 3億6,168万円 | 99.7% |
| その他 | 基金の積み立てに使われるお金です。 | 2億9,542万円 | 3,292万円 | 11.3% |
| 合 計 | | 30億7,345万円 | 24億4,482万円 | 79.5% |

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収

（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



② 普通徴収（事業所得者等の方）

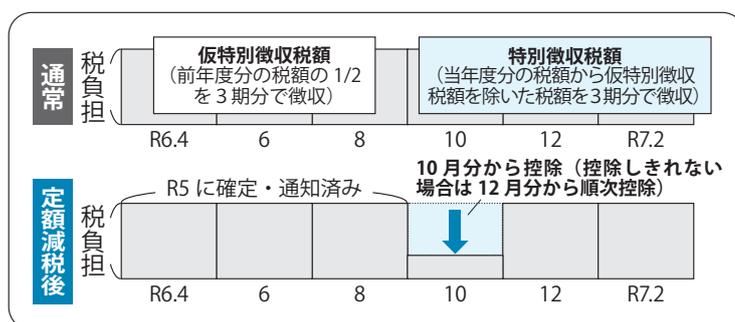
定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の手続き等については、確定次第、広報や個別端末でお知らせいたします。

その他

- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

オーラルフレイルって何？

英語で「オーラル」は「口腔」、「フレイル」は「虚弱」という意味で、「オーラルフレイル」とは口腔機能の衰えが全身の老化につながる、という考え方です。「口の衰え」は身体的、精神的、社会的な健康と大きな関わりを持っています。

口腔機能が低下して、会話や食事に不具合が出るようになり、食欲が低下したり、日常の活動範囲が狭くなったりします。嚙む力や舌の筋力が

衰えれば、食べる量も低下して、低栄養の状態になり、会話が減れば社会的に孤立していきます。

口腔機能の低下予防のために健口体操を取り入れてみましょう。



どうし健診（春）結果説明会について

健診結果説明会では、一人ひとりの結果に合わせて、保健師と栄養士がお話させていただきます。地区ごとの受診人数で、時間帯を区切ってご案内します。通知文に記載の時間内に受付して下さい。

日程 6月18日（火） **場所** やまゆりセンター

時間 8時30分から順次受付します。対象者宛てに通知を出しますので、詳細は通知文をご確認ください。

※通知文に記載の受付時間を守って会場にお越しください。

※昼時間（12:00～13:00）をご希望の方は事前にご相談ください。

○送迎を希望の方は、住民健康課までお知らせください。

○当日来られない方は、6月24日（月）に住民健康課まで来所してください。

両日とも8:30～19:00まで対応いたしますので、忘れず取りに来てください。

基本的に郵送返却は致しませんが、結果に異常がなかった方については、郵送で返却させていただきます。（説明会にお越しいただかなくて結構です）

問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113



「禁煙週間」および「世界禁煙デー」について

喫煙は健康に与える影響は大きく、受動喫煙の危険性やニコチン依存症を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題となっています。そこで、毎年5月31日～6月6日の期間を「禁煙週間」、5月31日を「世界禁煙デー」と定めています。この機会に、たばことの付き合い方を見直してみましょう。

被保険者証の年次交付と年次賦課処理による保険料額確定について①

■ 後期高齢者医療被保険者証について

令和6年度の新しい後期高齢者医療被保険者証はさくら色となります。

新しい被保険者証（令和6年7月1日発行、有効期限令和7年7月31日）は、7月中旬に郵送いたします。

新しい被保険者証はお手元に届いた日からご利用いただけます。現在お渡ししている被保険者証（薄紫色）は、有効期限終了後はご利用いただけません。有効期限を過ぎた被保険者証は、個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄してください。なお、令和5年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない方につきましては、上述の有効期限より短いものとなる場合がありますので、ご了承ください。

また、被保険者証の交付は令和6年12月1日までで終了となるため、**マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）への移行**をお願いいたします。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、有効期限まで使用可能ですが、住所や負担割合等、被保険者証の記載事項に変更があった場合には、お持ちの被保険者証はお使いいただけなくなりますのでご注意ください。

令和6年12月2日以降、新規資格取得される方（75歳のお誕生日を迎えられる方等）や被保険者証の記載事項に変更があった方につきましては、以下のいずれかの書類が交付されます。

- ・マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」が交付されます。ただし、このお知らせのみでは医療機関への受診ができないため、必ずマイナ保険証をお持ちください。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方（有効期限切れを含む）は申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

詳しくは役場住民健康課窓口（☎ 52-2113）までお問合せください。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証につきましては令和6年8月1日から新しいものとなります。有効期限は、令和7年7月31日です。こちらの認定証の色は変更ありません。被保険者証とは別に郵送します。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。

なお、**マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を利用すれば、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。**（医療機関等の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意することで適用されます。）

※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に提出いただく必要があります。

※低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）に該当する方で、申請月を含めた過去12カ月の入院日数が90日（低所得者Ⅱと判定された期間に限る）を超え、入院時の食費等の減額をさらに受ける場合は、住民健康課での申請手続きが必要です。ただし、申請書を提出する月以前の12月以内で90日を超えた入院日数のわかる領収書もしくは入院証明書等の添付書類が必要です。申請後は入院時の食事代が減額されます。ただし、申請日から申請月末日までの食事代については療養費（食事療養費差額）の申請が必要となります。

被保険者証の年次交付と年次賦課処理による保険料額確定について②

■ 基準収入額適用について

住民税課税所得金額が145万円以上の被保険者がいる世帯については、一部負担金（診療等における被保険者の窓口負担）の負担割合が3割となります。ただし、収入金額が一定基準額以下で基準収入額適用となる場合、適用後の負担割合は所得状況に応じて2割もしくは1割となります。

なお、要件に該当する方につきましては収入状況等を確認の上、適用後の負担割合の被保険者証を送付します。申請等は必要ありません。

■ 令和6年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、医療費等の自己負担額を除く費用（医療給付費）を、公費が約5割、現役世代（0～74歳）が約4割を負担し、残りの約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

後期高齢者医療制度では保険料率を2年に1度見直すこととなっており、今回の改定では、国の制度改正による「「出産育児支援金の導入」、「後期高齢者負担率の増加」や「団塊の世代の加入による被保険者数の増加」、「被保険者一人に係る医療給付費の大幅な増加」を背景に、令和6・7年度の保険料率を改定いたしました。

| 令和4・5年度 | | | ⇒ | 令和6・7年度 | | |
|----------------|------|----------|-------------------------------|---------|--------------------|---------|
| 保険料率 | 均等割額 | 40,980円 | | 保険料率 | 均等割額 ^{※1} | 50,770円 |
| | 所得割率 | 8.30% | 所得割率 ^{※2} | | 11.11% | |
| 保険料の賦課限度額（上限額） | | 660,000円 | 保険料の賦課限度額 ^{※3} （上限額） | | 800,000円 | |

※1 均等割額は、世帯の所得水準にあわせて軽減されます。詳細は、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。※2 制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするため、令和6年度に限り、年金収入等153万円～211万円相当の方の所得割率は、10.20%になります。※3 令和6年度上限額：73万円、令和7年度上限額：80万円

令和6年度分の保険料は、令和5年中の所得に基づいて、令和6年7月に決定されます。

令和6年度の保険料の通知は7月中旬に発送します。

■ 納付方法について

保険料の納付方法は特別徴収か普通徴収の2通りに分かれます。特別徴収は年金から天引きされます。普通徴収は納付書または口座振替で納めます。口座振替の方については記載された口座から引き落とされます。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは、「たった一度でも」薬物を社会のルールや法律からはずれた目的や方法で使ったり、医薬品を病気や傷の治療の目的以外に使ったりすることです。このような「たった一度の」薬物乱用でも脳や体は破壊され、薬物を手に入れるために窃盗や強盗、殺人などの犯罪が起き、自分や周囲の大切な人の人生を破壊してしまいます。

国及び県では、6月20日から7月19日までの一か月間「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を展開します。この機会に薬物乱用の恐ろしさを正しく理解するとともに、身近な人の薬物乱用に気付いたときには、勇気をもって保健所へ御相談ください。**相談先** 富士・東部保健所 衛生課 ☎0555-24-9033

令和6年度小学校夏休み休暇中の学童保育所入所申請について

学童保育とは？ 共働き・一人親などの小学生児童の放課後や学校休業日などに保護者の代わりに児童を預かり、安心して安全な生活の場を提供するのが学童保育です。

入所対象児童および定員 小学生（1年生～6年生） 定員 40名

開所場所 道志村学童保育所 どうしっこ（小中学校敷地内）

開所日時 7月23日（火）～8月21日（水）【夏季休業期間中 8:30～18:00】 ※延長保育あり

休所日 土・日・お盆期間中（8月13日～16日） **保育料** 4,000円

注意事項 ・低学年を優先的に入所させていただきます。
・通年入所している児童は、再申請する必要はありません。

申請期間 6月3日（月）～6月28日（金）

申請場所 住民健康課 ☎ 52-2113 ※申請書類は住民健康課にてお渡しします。



フルタイム会計年度任用職員を募集します

募集職 保育士 **採用予定人数** 1名 **任用期間** 令和6年7月1日から令和7年3月31日

勤務場所 道志村保育所

勤務条件 (1) 月給 176,900円～214,600円 ※学歴・勤務経験により決定

(2) 諸手当 一定の条件を満たす場合に通勤手当、期末手当等を支給

(3) 勤務時間等 8:30～17:15（時間外勤務あり）

(4) 社会保険等 一定の条件を満たす場合に社会保険・雇用保険を適用

選考方法 書類及び面接

応募方法 役場総務課にある募集申込書に記入の上、6月14日（金）までに提出してください。

問い合わせ 総務課 ☎ 52-2111

令和6年全国家計構造調査 指導員・調査員募集

村では令和6年全国家計構造調査の指導員・調査員を募集しています。日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・教育、現住居の状況（床面積、建築時期など）、現住居以外の住宅・宅地の保有状況を調査します。調査は令和6年10月1日を基準日として実施されます。

【指導員の応募資格】 ① 25歳以上の健康な方 ② 税務、警察の仕事に従事していない方 ③ 秘密保持を厳守できる方 ④ 選挙に直接関係のない方 ⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

【調査員の応募資格】 ① 20歳以上の健康な方 ② 税務、警察の仕事に従事していない方 ③ 秘密保持を厳守できる方 ④ 選挙に直接関係のない方 ⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

【調査期間・業務内容】 7月～8月：指導員・調査員説明会（予定）／8月～9月：担当調査区確認、調査票配布・回答依頼／10月～11月：調査票の回収・検査・整理、調査票の提出

【報酬について】 ※総務省により定められた報酬を支給します。

問い合わせ ふるさと振興課 ☎ 52-2115

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として活動を行っています。また、これにちなんで、特設人権相談所を開設します。

あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか。相談は無料で、秘密は守られます。

○特設人権相談所開設日

日時 6月4日(火) 10時～12時 **場所** やまゆりセンター

※人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間人です。

※その他、広報誌による各種人権の啓発や告知端末による啓発、懸垂幕や幟旗の掲示など人権意識の高揚を図ります。



急な病気やケガの救急診療 山梨大学医学部附属病院 初期救急医療センターのお知らせ

診療科 内科、外科、眼科（オンコール対応）の軽症患者の診療

※小児科、産婦人科、歯科を除く。ただし、子どもであっても、ケガなどは対応できる場合がありますので、迷うときは初期救急医療センターにお問い合わせください。



診療時間 毎日18時～23時（受付時間18時～22時30分）※土日祝日、年末年始も診療を行います。

事前連絡のお願い 受診の際は、事前に初期救急医療センターへ電話連絡のうえ、お越しくください。

ご注意 ※事前の電話や診察の結果、入院や精査が必要となる場合は、その日の当番病院（二次救急病院）を紹介しますので、予め御了承ください。※初期救急医療センターは応急処置が中心となります。引き続き治療が必要となる場合は、翌日以降、かかりつけ医など地域の医療機関での受診をお願いします。

受付電話番号 ☎ 055-273-1122 **ホームページ** <https://www.hosp.yamanashi.ac.jp/>

住所 山梨大学医学部附属病院 〒409-3898 中央市下河東1110

問い合わせ 山梨県救急医療事業推進委員会（山梨県福祉保健部医務課内）☎ 055-223-1483

※初期救急医療センターは、山梨県と県内27市町村の共同事業として運営されています。

「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」、悩んだりためらわれた時は、**救急安心センターやまなしへ #7119**（IP電話、ダイヤル回線からは、055-223-1418）

ヴァンフォーレ甲府サックスデーツアー 『見るスポーツ事業』

徳島ヴォルティスとヴァンフォーレ甲府の試合観戦に行きませんか？ マイクロバスにてスポーツ協会で引率させていただきます！ お気軽にお申込みください。

日時 7月6日(土) 18:00キックオフ **集合** 14:00 やまゆりセンター下駐車場集合

対象者 道志村民 **定員** 15名 ※6月25日(火)までに事務局に電話にてお申込みください。

問い合わせ 道志村スポーツ協会事務局（教育委員会内）☎ 52-1020

6月は食育月間です

☆「食育」って？

生きる上での基本であり、様々な経験を通じて「食に関する知識」と「食を選ぶ力」を身に付け、健全な食生活を送ることができる人を育てることを言います。

☆食育に取り組むメリット

- ①毎日朝食を食べる ⇒学力・体力の向上、心の健康に関係
- ②栄養バランスの良い食事をする ⇒病気のリスク低下、長寿に関係
- ③農林漁業体験 ⇒食に関する意識の向上に関係



☆家庭で取り組む食育

- ①1日3食欠食なく食べる ②旬のものを食べる ③一緒に買い物に行く ④一緒に料理をする
- ⑤苦手なものが食べられるように一緒に考える ⑥食事のあいさつをする ⑦正しい姿勢で食べる
- ⑧食事の感想を言う など

☆家庭での食品ロスを減らすために

- 「3ないルール」 ①買すぎない ②作りすぎない ③もったいない
「必要な分だけ買う」 「食べきれぬ量を作る」 「おいしく食べきる」

6月は家族で何か一つでも、食に関することに取り組んでみましょう。

🎵 「歌の会」

問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113

福祉センターにおいて「歌の会」を開催して懐かしいピアノの演奏を聴いたり、演奏に合わせて昭和のヒット曲や童謡など心懐かしい歌を唄ったりしています。どなたでも参加できますので、ぜひおいで下さい。

■日時 3日(月)、12日(水)、19日(水)、20日(木)、28日(金)
毎月5回 ※14時～15時まで実施しています

■場所 福祉センター



🌸 つぼみっこくらぶ

問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113

ママ友作りはもちろんですが、保育所入所前から他の子どもと遊び、集団生活の練習をしてみましょう。
※状況によっては、内容が変更になる場合もあります。

◎乳児期からよい食事で健康づくり！

離乳食作りを学びましょう！

■日時 6月11日(火) 10時～12時

■場所 やまゆりセンター ■講師 管理栄養士 長田文江

■内容 「離乳食・幼児の食事作り」*調理実習をし、離乳食の作り方や幼児の適切な食事作りについて学びましょう。
*作ったものはお弁当として持ち帰って食べてもらいます。

◎親子で楽しく！

歯みがきの正しいやり方を学びましょう！

■日時 6月25日(火) 10時～12時

■場所 やまゆりセンター

■講師 歯科衛生士 城平夏絵

■内容 「歯みがき教室」*歯科衛生士さんによる歯みがき教室を行います。



6月から、糖尿病・高血圧・脂質異常症の診療報酬が変わります！

糖尿病・高血圧・脂質異常症（高コレステロール血症）の3疾患は、かつて3大成人病と呼ばれた疾患群で、現在は生活習慣病と呼ばれています。道志村診療所に定期受診されている患者さんのほとんどが、この3疾患のいずれかの治療のために通院されています。中には、3疾患全てを合併しておられる方もいらっしゃると思います。

本年6月1日から施行された令和6年度の診療報酬改定では、医療現場でのより質の高い生活習慣病管理の実践を求め、糖尿病・高血圧・脂質異常症の3疾患が特定疾患療養管理料から適用除外になり、その代わりとして上記の3疾患を適用とする生活習慣病管理料（Ⅱ）が新設されました。

生活習慣病管理料（Ⅱ）は従来の特定疾患療養管理料と比較し、より緻密な患者への指導管理を求めるものであり、医療現場にとっては業務負担の増加が大きなものです。主なポイントとしては、「療養計画書の作成」と「診療ガイドライン等を参考にすること」が要件になっている点が挙げられます。

療養計画書の作成は手間のかかる作業ですが、道志村診療所では、今回の改定に備えて、糖尿病・高血圧・脂質異常症のために通院しておられる患者さ

ん一人一人個々の療養計画書を先月から作成し始めています。また、独善的な誤った治療をしないようにするために、内科学会などで作製した治療ガイドラインに沿った診療を以前から実践してきましたし、説明も時間の許す限り行ってきましたので、診療内容については格別の業務負担増加はないと考えています。

患者さんサイドで考えますと、診察料の負担が若干ですが安くなります。また、口頭で受けていた病状の説明が療養計画書という文書で4ヶ月ごとに外来で手渡されることとなります。この療養計画書の発行に当たっては、患者さんから説明を受けた証として6月以降初めて診察を受ける時に限って署名を頂戴することとなります。また、受診時にこれまでしてきた血圧測定に加えて体重測定も行わせていただきます。

全国的には、今回の改定により、ろくに診察もせずに盲目的に投薬を続けるような質の低い生活習慣病診療に歯止めがかかることが期待されています。道志村診療所でも、より質の高い診療を行えるように、歯科診療所とも連携して努力を続けて参りますので、どうぞ安心して通院してください。



生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組のイメージ（厚生労働省保険局医療課資料より）

道志村に移住者を呼ぼう！⑥⑥

道志村移住支援センターの吉田拓生です。6月になりました。梅雨のじめじめした季節で、気分の浮き沈みもあるかもしれません。運動や趣味等取り入れて気分を上げるのが良さそうですね。

さて、道志村移住支援センターの活動ですが、空き家バンクに関しては、道志村に別荘を持ちたい方など沢山問い合わせがあります。また、道志村へ移住されて来て、心気一転、居酒屋さんをどうし道沿いでオープンし

ています。是非、応援の程よろしく願い致します。

道志村を盛り上げるため移住者が少しでも増えるよう取り組みにご協力お願い致します。

また、道志村移住支援の活動で、活動要望があれば、お気軽にご連絡ください。

道志村移住支援センター
吉田拓生 ☎ 090-6172-3162

献血のご協力ありがとうございました

5月17日（金）に集団献血を実施いたしました。

村内各事業所のご理解と村民の皆様のご協力により、50名の参加をいただきました。将来にわたる血液の安定的な確保が重要課題となっている中で、多くの方にご協力をいただき感謝いたします。



農機の 安全点検 を行いましょ！

農作業が始まる春先には、公道等での農機による事故が多発します。安全に農作業を行っていただくために、自身で農機を所有している方は、春の農作業前に農機の安全点検を行いましょ。

問い合わせ

産業振興課 ☎ 52-2114

事故防止のための安全対策

- ① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認** ハンドルやブレーキの操作ミスによる事故が多いため、道路状況等に応じた確実な運転を行いましょ。道路走行時は必ず左右のブレーキを連結しましょ。連結していないと、ブレーキを踏んだときに急旋回し事故につながる恐れがあります。
- ② 安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用** 安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょ（車種によっては取り付けられていないものもあります）。農機運転中は必ずシートベルトとヘルメットを着用しましょ。
- ③ ランプ類や低速車マーク等の取り付け** 一般車両との接触や追突を防ぐため「低速車マーク」や「反射板」を設置しましょ。また、作業機を付けて行動公道を走行するためには、基本的にランプ類の増設等が必要です。
- ④ ナンバープレートの取り付け** 耕作トラクターなど、乗用の小型特殊自動車は、ナンバープレートを取り付けることが必要であり、軽自動車税の対象となります。ナンバープレートは、総務課で交付しています。



止まってください！

車両の運転者には、「**横断歩行者を保護する義務**」があります。

車両の運転者は、横断歩道の手前に横断歩行者がいないことを確実に確認できる場合を除いて、横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなくてはなりません。



歩行者が横断歩道を横

断し、または横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しなくてはなりません。

また、横断歩道のない場所であっても、交差点またはその直近に横断歩行者が道路を横断している時には、歩行者の通行を妨げてはいけません。

交通ルールを遵守するとともに、歩行者に対する「**思いやり・ゆずり合い**」の気持ちを持って横断歩行者の保護に努めましょう。



駐在所から。

村内において、**泥棒被害が発生**しました！

「うちから盗まれる物なんて何もねえ。」なんて言葉をよく聞くとお思います。しかし犯人によっては、現金や貴金属などの金目の物以外の物を盗むことを目的にしている場合があります。他人事と思わず、**家の鍵をしっかりと閉める**などの防犯対策を確実に行ってください！



空き家・空き地を有効活用しませんか？

村では、移住希望者の方に空き家・空き地の情報提供を行う道志村空き家バンク制度を実施しています。使用しなくなった空き家・空き地がございましたら、道志村空き家バンクへの登録をご検討ください。

【空き家バンク登録促進報奨金制度について】

空き家バンクに登録した物件が成約になった場合、物件の所有者に対して3万円を支給する制度です。制度の詳細については、ふるさと振興課までお問い合わせください。**問い合わせ** ふるさと振興課 ☎ 52-2115



第七回 水源の郷 道志

清流の花火大会

開催決定

日程 令和6年8月17日(土)

会場 道の駅どうし

【問い合わせ】

水源の郷道志「清流の花火大会」実行委員会
〒402-0209
山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1
Tel 0554-52-2114 / Fax 0554-52-2574

【情報発信】

道志村 HP ▶<http://www.vill.doshi.lg.jp>
X(旧 Twitter) ▶@DoshiOfficial

※ 花火大会に関する情報は、決まり次第随時発信いたします。

第7回水源の郷道志「清流の花火大会」協賛金募集のご案内

水源の郷道志清流の花火大会実行委員会では、8月17日(土)に開催予定の第7回水源の郷道志「清流の花火大会」協賛金を募集しております。

この花火大会は、住民の皆様やご来訪いただいております観光客の皆様方が清流道志川でのひと時をお楽しみいただき、村の活性化と観光振興を図ることを目的として開催しております。

本大会の趣旨にご賛同いただき、皆様のご支援をお願い申し上げますとともに、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

募集期間 7月19日(金)まで **ご協賛金額** 10万円以上、5万円、3万円、1万円

ご協賛者(社)様特典

- ・10万円以上、5万円：特別観覧席(5席程度)、観覧席での飲食物、プログラムへのご芳名掲載
- ・3万円、1万円：プログラムへのご芳名掲載

申込方法 ご協賛いただける場合は、事務局までお問い合わせください。申込用紙をお送りいたします。

問い合わせ 水源の郷道志「清流の花火大会」実行委員会事務局(産業振興課) ☎ 52-2114

第7回水源の郷道志「清流の花火大会」出店者募集のご案内

水源の郷道志清流の花火大会実行委員会では、8月17日(土)に道の駅どうしにて開催予定の第7回水源の郷道志「清流の花火大会」の屋台村コーナー出店者を募集しています。

申込締切日 7月12日(金)まで

出店者条件 村に住所を有する方および団体もしくは、村で店舗を営業している方で実行委員会が出店を認めた方 ※なお会場の都合上「先着10店舗」とさせていただきます。

注意事項 道の駅どうしの販売物は出店できません。(豚の串焼き、豚汁、川魚塩焼き)

申込方法 出店を希望される場合は、事務局までお問い合わせください。申込用紙をお送りいたします。

問い合わせ 水源の郷道志「清流の花火大会」実行委員会事務局(産業振興課) ☎ 52-2114

4月21日(日)東京武道館で行われた第3回関東甲信越地区硬式空手道選手権大会において、円空会で参加した選手が輝かしい成績をおさめ、8月に行われる第3回世界硬式空手道選手権大会2024TOKYOへの出場が決定されました。

【形個人の部】

女子小学5年生の部 敢闘賞 池谷 咲南

【組手個人の部】

女子小学5年生の部 第3位 池谷 咲南

女子中学3年生の部 第3位 池谷 圭胡

硬式空手道円空会



第1回授業参観がおこなわれました

4月26日 第1回授業参観がおこなわれ、多くの保護者が参観してくださいました。1年生の英語の授業ではALTのマシュー・ルーク先生とのTTで「英語の音と綴りを確かめる」学習をしました。2年生では国語の授業がおこなわれ、「アイスプラネット」という物語を読み解きました。3年生では、社会の授業がおこなわれ、「大正デモクラシー」をICT機器を活用しながら学びました。



前期学級役員認証式

4月24日 前期学級役員の認証式がおこなわれました。各学年の役員に選ばれた12人が、校長先生から認証書を手渡され、リーダーとしての決意を新たにしました。役員は以下の通り。

| 学年 | 委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 書記 |
|----|-------|--------|-------|-------|
| 1 | 杉本 相奈 | 佐藤 花梨 | 山口 結輝 | 山口 真央 |
| 2 | 山口 結友 | 入井 垂穂 | 渡邊 華帆 | 杉本 瑛斗 |
| 3 | 渡辺 脩大 | 山本 桜之朗 | 佐藤 杏奈 | 池谷 圭胡 |

2年生 横浜での宿泊学習

～朝採り道志菜を販売してきました！

5月1日・2日の2日間、2年生は横浜に宿泊学習に行ってきました。道志村を持続発展が可能な村にできるよう考える視点を持ちながら、様々な体験活動をおこなってきました。中でも、1日目におこなったスーパー「サミットストア」での道志菜の販売は、新聞の取材も受けるなど、大きな話題となりました。道志村の湯川さんから提供していただいた、道志村だけで作られている“道志菜”を、当日の朝に収穫し、水源地として繋がりのある横浜の人たちに食べてもらえるよう、スーパーで直売会を開きました。道志村と横浜を食でつなげる活動をしている太田久士さんとPOPの指導をくださった森本純子さんの協力を得て、生徒達は声を

上げながら、自分達の作ったPOPを使ったり、お客様に調理方法をお伝えするなどの工夫をして、6キロの道志菜を2時間で完売しました。荷造りや、包装、呼び込みなど自分達ができることを、一人一人が考えながらおこなったこの活動を通して、生徒達一人一人の成長へとつなげることができました。





3年生 修学旅行で大いに学ぶ

3月14日から16日、3年生（当時は2年生）は2泊3日の修学旅行に行ってきました。1日目に京都へ、2日目は京都から奈良、そして広島へ。3日目は原爆の子の像の前で平和宣言をおこない、道志村まで帰ってきました。3年生は世界遺産を巡るこの旅を通して、様々な学びを得ることができました。奈良や京都では、法隆寺や東大寺の建築物や仏像を実際に見て、先人の技が

創り出した美しさ、祈り、文化の素晴らしさを実感しました。一方、広島では、被爆講話を聴き、原爆資料館の見学や原爆ドームを間近に見ることで、戦争の悲惨さや人間の愚かさを感じてきました。まずは身近なところから、自分達の家族、仲間、学校、村の平和を真剣に考え、幸せになる未来の実現を、みんなで誓った修学旅行となりました。

新入生7名が元気に入学

4月5日 新しい制服に身を包み、新入生7名が入学しました。代表の杉本柑奈さんが堂々と誓いの言葉を述べ、呼名の返事からも一人一人のやる気を感じられる入学式となりました。また、在校生は「歓迎のセレモニー」で新入生を迎えました。2・3年生の素晴らしい合唱で、会場は温かい雰囲気に包まれました。

新入生歓迎会!ようこそ道志中へ

4月10日 生徒会主催の新入生歓迎会がありました。2・3年生による富士三段返しの披露や、縦割りグループで和気あいあいと話をするなど、1年生の緊張をほぐすために何ができるか考え、一生懸命取り組みました。1年生は「先輩と話せて良かった」「早く先輩達の太鼓に追いつきたい」などの感想を述べ、これからの学校生活を頑張ろうと、決意を新たにしていました。



わが家の自慢のペット

ジャック（谷相 佐藤健蔵さん宅）

ヨークシャテリア オス 16歳7カ月



外に出て空を眺めるのが好きなジャック。家族になって16年が過ぎたけど、1日でも長生きしてね！

慶 弔

お悔やみ申し上げます（死亡）

東和出村 山本 昌子さん 99歳
板橋 長田 はまゑさん 97歳
(4月届出)

新 民生委員・児童委員の紹介

5月1日に新しい民生委員として、谷村～川原畑地区に佐藤邦治さんと川村～板橋地区に長田幸雄さんの2名が厚生労働大臣から委嘱されました。民生委員・児童委員は、住民からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政をはじめ地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。また、高齢者や障がい者世帯等の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。毎月、様々な研修をとおして、研鑽しております。5月14日には、道志村診療所の松田潔先生に心肺蘇生法の講習をしていただきました。

| 担当地区 | 氏名 |
|-----------|----------|
| 月夜野～大渡 | 出羽 千代美 |
| 野原～久保 | 佐藤 てる子 |
| 笹久根～大室指 | 出羽 法子 ○ |
| 椿～小善地 | 大房 保夫 ○ |
| 大栗～馬場 | 佐藤 俊子 |
| 竹之本 | 佐藤 一恵 |
| 東和出村 | 杉本 英子 |
| 西和出村 | 松岡 住雄 ◎ |
| 谷相～川原畑 | 佐藤 邦治 ※ |
| 大指～釜之前 | 杉本 長仁 |
| 東神地～中神地 | 山口 富士男 ★ |
| 下中山～上中山 | 佐藤 豊明 ◇ |
| 下善之木～上善之木 | 杉本 小代美 |
| 川村～板橋 | 長田 幸雄 ※ |
| 下白井平～長又 | 水越 ひさみ ★ |

◎=会長 ○=副会長 ◇=会計
★=主任児童委員 ※=新委員



長田 幸雄様

佐藤 邦治様

心肺蘇生法講習会

任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日(3年間) ※令和6年5月1日～令和7年11月30日(1年7ヶ月)

| 日 | Sun. | 月 | Mon. | 火 | Tue. | 水 | Wed. | 木 | Thu. | 金 | Fri. | 土 | Sat. |
|--|------|---|-------------------------------|--|--|------------------------------|----------------|--|------|---|----------------|---|------------------|
| | | | | | | | | | | | | 1 | 可 ₂ |
| 2 | | 3 | 可 ₁ 缶 ₁ | 4 | 可 ₂ 不 ₁ 缶 ₂ | 5 | 不 ₁ | 6 | | 7 | 可 ₁ | 8 | 可 ₂ |
| | | ●浜ちゃん運動教室 やまゆり 14:00 ●ズンバ教室 やまゆり 19:30 | | ●特設人権相談所 やまゆり 10:00～12:00 | | | | | | | | | |
| | | | | | | ★運動教室 ◆中学校県学力把握調査 (2年) | | ★歯磨き指導 ◆小学校修学旅行(6年) ～7日まで | | ◆小学校土砂災害防 止出前授業(5年) | | | |
| 9 | | 10 | 可 ₁ 缶 ₁ | 11 | 可 ₂ 不 ₁ 缶 ₂ | 12 | 不 ₁ | 13 | | 14 | 可 ₁ | 15 | 可 ₂ |
| | | ●浜ちゃん運動教室 やまゆり 14:00 ●ズンバ教室 やまゆり 19:30 | | ●つぼみっこ(食事) やまゆり 10:00 ●民生委員会 やまゆり 19:00 | | | | ●買い物ツアー | | | | | |
| | | | | ★英語教室 | | ★運動教室 | | | | ◆小学校生活科見学 (2年) | | | |
| 16 | | 17 | 可 ₁ 缶 ₁ | 18 | 可 ₂ 不 ₁ 缶 ₂ | 19 | 不 ₁ | 20 | | 21 | 可 ₁ | 22 | 可 ₂ 再 |
| ●第14回村内ゲート ボール大会 小中学校グラウンド 9:00 | | ●浜ちゃん運動教室 やまゆり 14:00 ●ズンバ教室 やまゆり 19:30 | | ●春健診結果説明会 やまゆり ※受付時間は通知文 をご確認ください。 | | | | | | ●乳幼児健診 やまゆり 13:30 | | ●資源ごみ収集 月夜野消防団詰所前 7:00～7:20 みなもと体験館 7:30～7:50 道志小学校跡地 8:00～8:30 やまゆりセンター 9:00～9:30 善之木こい 10:00～10:30 | |
| | | ★中学生来所 ◆小学校歯磨き指導 10:30 | | ★英語教室 | | ★運動教室 | | ◆小学校社会科見学 (3年) | | ★はぐくみ ◆小学校社会科見学(4年) ◆中学校歯磨き指導 13:30 | | | |
| 23 | | 24 | 可 ₁ 缶 ₁ | 25 | 可 ₂ 不 ₁ 缶 ₂ | 26 | 不 ₁ | 27 | | 28 | 可 ₁ | 29 | 可 ₂ |
| | | ●浜ちゃん運動教室 やまゆり 14:00 ●ズンバ教室 やまゆり 19:30 | | ●つぼみっこ (歯磨き教室) やまゆり 10:00 | | | | ●テイルハビリ向上事業 道志茶屋 13:30 ●農業委員会総会 19:00 | | | | | |
| | | ★避難訓練 | | ★英語教室 | | ★運動教室 | | ★誕生会 | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | | |

納期のお知らせ

7/1 村民税(全期、第1期)
7/31 固定資産税(第2期)

公共施設電話番号

■ 医科診療所… ☎ 5 2 - 2 0 4 0
 ■ 歯科診療所… ☎ 5 2 - 2 1 5 5
 ■ 保 育 所… ☎ 5 2 - 2 2 3 9
 ■ 都留市消防署
道志出張所… ☎ 5 2 - 1 1 1 9
 ■ 道志駐在所… ☎ 5 2 - 2 0 3 3
 ■ 道志村役場(代)… ☎ 5 2 - 2 1 1 1
 ■ 教育委員会… ☎ 5 2 - 1 0 2 0

HPアドレス
http://www.vill.doshi.lg.jp



★ 7月の主な予定

粗大ごみ収集

可₁ ……可燃ごみ収集(長又～谷相)
 可₂ ……可燃ごみ収集(和出村～月夜野)
 不₁ ……不燃ごみ収集(長又～谷相)
 不₂ ……不燃ごみ収集(和出村～月夜野)
 再 ……再資源化物収集(長又～月夜野)
 缶₁ ……アルミ缶・スチール缶収集(長又～谷相)
 缶₂ ……アルミ缶・スチール缶収集(和出村～月夜野)



令和6年6月の診療時間のお知らせ

| | 日 Sun. | 月 Mon. | 火 Tue. | 水 Wed. | 木 Thu. | 金 Fri. | 土 Sat. |
|----|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | 1 |
| AM | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●診療時間 月曜日～金曜日</p> <p>午前の部 8:30～12:00 (受付 11:30 まで)</p> <p>午後の部 13:00～17:00 (受付 16:30 まで)</p> </div> | | | | | | 休診日 |
| PM | | | | | | | |
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| AM | 休診日 | | | | | | 休診日 |
| PM | | | | | | | |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| AM | 休診日 | | | | | | 休診日 |
| PM | | | | | | | |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| AM | 休診日 | | | | | | 休診日 |
| PM | | | | | | | |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| AM | 休診日 | | | | | | 休診日 |
| PM | | | | | | | |
| | 30 | | | | | | |
| AM | 休診日 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※感染症予防のため受診する方は事前に 電話連絡をお願いします。☎ 52-2040 </p> </div> | | | | | |
| PM | | | | | | | |